

F A X 送付案内

平成 29 年 3 月 24 日

A 4 2 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者：浜崎

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 について

千葉県旭市(あさひし)の農林水産省が、平成29年3月24日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認しました。この鳥インフルエンザの疑似患畜は、千葉県旭市(あさひし)の農林水産省が、平成29年3月24日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認しました。この鳥インフルエンザの疑似患畜は、千葉県旭市(あさひし)の農林水産省が、平成29年3月24日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認しました。

【概要】

- ・所在地：千葉県旭市(あさひし)
- ・飼養状況：採卵鶏(約6万8,000羽)
- ・確定日：平成29年3月24日
- ・検査結果：H5亜型

家きん飼養農場においては、緊張感を持って、農場内へのウイルスの侵入を防ぐため、最大限の警戒をする必要があります。

鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、国内外の野鳥及び家きん並びに県内の野鳥でも報告されており、県内養鶏農場への侵入リスクは極めて高い状況にあります。さらに、毎年10月から翌年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しましたので、農場における野生動物の侵入防止及びねずみの駆除対策、農場出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特定症状の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底(車、人)をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認めた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの対策（水道の着入）
- 3 飲水専用の実施（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の踏込消毒（消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎
- 5 消毒周への石灰の散布）